

しばた 法人会だより

発行所
社団法人 新発田法人会
TEL (0254) 20-5432 FAX (0254) 20-5433
メールアドレス
info@shibata-hojinkai.or.jp
ホームページ
www.shibata-hojinkai.or.jp/
編集 事業広報委員会
印刷所 (株)天野印刷



阿賀野市



年頭あいさつ

社団法人新発田法人会
会長 小島 啓一

平成24年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。昨年は、東日本大震災とそれに伴う津波や福島原発事故をはじめ、県内においても7月末の新潟・福島集中豪雨、遠くタイの水害など、多くの記録的な災害に見舞われた年でした。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

経済面においては、記録的な円高が進むとともに、ギリシャ財政危機に端を発したユーロ不安がユーロ圏のみならず全世界の経済を混迷の淵に追い込み、先の見えない危機的な状況が続いています。リーマンショックでアメリカの信認が揺らいだとするならユーロ不安でヨーロッパ全体への信認が問われているといえます。国際社会の一員としてこれは決して対岸の火事ではなく、すでに国内経済に大きな影響を及ぼしています。今後さらに日本の国債や円の暴落ひいては国家の存亡にかかわるような事態になりかねないというのは、決して悲観論者の妄想とは言えないのが現実かと存じます。

さて、このような厳しい状況の中、法人会は60年以上の歴史を有し、全国で42の単位会を組織し110万社が加盟しています。「健全な経営・正しい納税・社会貢献」をテーマに、よき経営者をめざすものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献する事を

目指して活動する団体であり、健全な納税者団体として法人会の存在意義は益々高まっております。

新発田法人会では、平成18年度から公益社団法人へ移行することを重点課題のひとつとして取り組んで参りましたが、昨11月18日、公益社団法人申請にむけての臨時総会を招集し、その議決をもって12月2日移行認定申請をいたしました。この度、県の審査を経て、4月の新年度からは公益社団法人として新たに活動して参ります。これは県内13法人会の中で6番目、全国では107番目になります。公益社団法人となることで、その社会的な責務も存在価値も飛躍的に増大いたします。それに応えるためには会員増強と組織の拡充が喫緊の課題として求められます。役員も全力を挙げて会員増強に努めておりますが大変厳しい経営環境のもと、なかなか結果に結びついていないのが現状です。会員増強は法人会運営の基盤でもあり、税に対して深いご理解を持ち、地域経済の中核を担われている会員企業の皆さまの更なるお力添えをお願い申し上げます。

公益社団法人として初年度に当たる今年、健全な納税者の団体・税のオピニオンリーダーとしての誇りを持ち、法人会の原点である税に関する活動に軸足を置き、地域社会への貢献にこれまで以上に力を注ぐとともに、会員企業の皆さまにとっても魅力のある法人会を目指し全力で山積する諸課題に立ち向かってまいります。

最後にになりましたが、会員企業各社の昇竜のごときご繁栄と皆さまのますますのご健勝をご祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。



ご挨拶

新発田税務署
署長 野邊 匡伸

平成24年の年頭に当たり、新発田法人会の皆様方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。平成23年7月の人事異動により新発田税務署長を拝命いたしました野邊でございます。前任の大坪署長同様よろしくお願いたします。

昨年は、東日本大震災をはじめ、大きな災害が発生した年でありました。被災された方々には、心からお見舞い申し上げますとともに、新しい年が穏やかな良い年となりますよう願っております。

新発田法人会の皆様方には、日頃から法人会活動を通じて、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なるご協力を賜り、お陰様で、当署の事務運営も順調かつ円滑に推移しているところであり、心から感謝申し上げます。

また、公益社団法人への移行について、昨年の11月18日の臨時総会を経て、12月2日に申請をされ、認可を待つばかりとお聞きしております。

ここに至るまで、申請書類等の作成等で新潟県公益認定等委員会への対応に大変なご苦労があったと伺っております。小島会長をはじめ役員並びに事務局職員の方々の並々ならぬご努力に對しまして、心から敬意を表する次第でございます。

公益社団法人への移行後におきましても、これまでの信頼・協力関係が変わるものではなく、今後とも、法人会の皆様方との連携・協調を引き続き図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願申し上げます。

さて、昨年の12月10日に平成24年度税制改正

大綱が発表されました。今後、大綱に基づき様々な税制改正が講じられると思いますが、皆様方にもその動向を注視していただき、税制改正が行われました場合には、税務研修会等を通じてその改正事項を周知していただくとともに、的確な対応を行っていただきたいと思います。

ところで、税務行政を取り巻く環境は少子高齢化が進む中、社会構造が急速に変化し、納税者のニーズも多様化しており、様々な対応が求められております。

このような状況の中、私ども税務行政に携わる者としてしましては、社会情勢の変化に柔軟に対応し、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」を達成するため、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」等の任務を透明性と効率性に配慮しつつ、遂行していくことはもちろんのこと、納税者の利便性の向上、事務の合理化にも取り組んでいるところでございます。その一環として、税務署では納税者対応窓口の一本化（内部事務の一元化）、e-Tax（電子申告電子納税システム）の普及定着など、数々の施策に取り組んでいるところで、新発田法人会におかれましても、事業計画にe-Taxの普及促進を盛り込んでいただくなど、多大なご協力をいただいております。感謝申し上げます。

既に法人税や消費税申告の際にご利用いただいている方も多いことは存じますが、法定調書合計表や個人の所得税・消費税確定申告書のご提出などにつきましても、是非ご利用くださるようお願い申し上げます。

結びにあたり、新発田法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

23回 定時総会開催

去る 5月27日(木) 志まや 大会議室において、22年度定時総会が開催されました。

関川会長の挨拶の後に、議事に入り平成22年度事業報告・決算報告及び監査報告、続いて平成23年 事業計画・予算が原案通り決定されました。また役員改正も行われました。

議事終了後、来賓を代表して次の方々より祝辞を頂きました。

新発田税務署長 大坪 亮太 様

新発田地区振興局県税部長 早藤 良 様

新発田市副市長 大山 康一 様

以上をもって総会は、滞りなく終了しました。

引き続き税務研修では、講師に新発田税務署長大坪亮太氏様より講演頂きました。



議案書の内容につきましては、ホームページをご覧ください!!

臨時総会を開催!

日時 平成23年11月18日午後3:30から

場所 志まや 大会議室において臨時総会が開催されました。

今回の臨時総会は、公益法人申請にあたり臨時総会となりました。

平成24年度税制改正に関する提言

今年度の提言は日本が直面する二つの国家課題が中心となっています。

一つは昨年3月11日に発生した千年に一度と言われる東日本大震災の復興であり、もう一つは社会保障と税の一体改革案です。いずれも国民負担を伴う難しいテーマですが、日本の将来を左右する問題である以上、真正面から受け止めて対応しなければいけません。このため、集約した各県連の要望やアンケート結果を踏まえつつ、税制・税務会を中心とした会議では従来にも増して活発な議論が展開されました。この結果、二つのテーマとも行財政改革の徹底を前提に、増税はやむを得ないと結論に至りました。

また、今回の大震災は巨大津波と原発事故を伴い、リーマン・ショックから立ち直りつつあった日本経済、とりわけ地域経済と雇用の担い手である中小企業に大打撃を与えました。提言では中小企業の活性化なしに日本経済の再生なしとの認識の下、改めてその対策の重要性を指摘しています。こうした危機感の下まとめ上げた提案を、地元選出の黒岩宇洋衆議院議員事務所、二階堂馨新発田市長、宮野昭平新発田市議会議長に提言をいたしました。



黒岩衆議院議員事務所 鈴木秘書



二階堂新発田市長



宮野新発田市議会議長

税務研修会

23年度税制改正研修会が3会場で開催されました。

日時 平成23年8月26日午後2:00から
場所 サンワークしばた
講師 新発田税務署 担当官
受講者数・・・50名



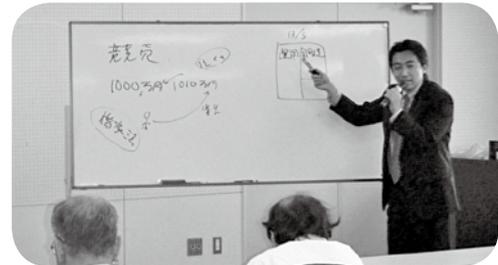
日時 平成23年8月30日午後2:00から
場所 胎内市産業文化会館 会議室
講師 新発田税務署 担当官
受講者数・・・30名



日時 平成23年9月1日午後2:00から
場所 水原商工会 会議室
講師 新発田税務署 担当官
受講者数・・・40名

新発田法人会主催講演会

日時 平成23年5月27日午後4:00から
場所 志まや 大会議室
講師 新発田税務署長 大坪亮太 様
受講者数・・・65名



日時 平成23年6月28日午後4:00から
場所 北辰館 大会議室
講師 ㈱小柳産業社長 小柳秀樹 様
テーマ [エコ・いろいろ]
受講者数・・・65名



日時 平成23年11月16日午後2:00から
場所 胎内市産業文化会館 会議室
講師 内山幹彦 様
テーマ [社長！！社長！！銀行と交渉しないと会社
・・・大変なことになりますよ！]
受講者数・・・32名



日時 平成23年11月18日午後4:00から
場所 志まや 大会議室
講師 新発田税務署長 野邊匡伸 様
テーマ [税の役割と税務署の仕事]
受講者数・・・68名

日時 平成23年12月8日午後2:00から
場所 天朝閣 会議室
講師 水原トラベル 小林勝 様
テーマ [旅とは、愛と感動]
受講者数・・・20名

全法連・県連・他団体主催講演会

全法連では

日時 平成 23 年 10 月 6 日午後 2 : 00 から

場所 パシフィコ横浜・国立横浜国際大会議場

講師 小泉純一郎 様

テーマ [日本の歩むべき道]

受講者数・・・4名 (新発田からの人数)

県連では

年末特別講演会

日時 平成 23 年 12 月 14 日午後 2 : 30 から

場所 ANAクラウンプラザホテル新潟

講師 田中秀征 様

テーマ [最近の政治と経済]

受講者数・・・10名 (新発田からの人数)



新潟県法人会連合会

女性部会合同セミナー

今回の会場は新発田となり、新発田台輪の木遣りで皆様をお迎えしました。

日時 平成 23 年 10 月 21 日午後 1 : 30 から

場所 ホテル華 鳳

講師 関口一栄 様

テーマ [茶の湯から学ぶ日本のこころ]

受講者数・・・50名 (新発田からの人数)



青年部会合同セミナー

日時 平成 23 年 9 月 14 日午後 2 : 30 から

場所 新潟市秋葉区 新森

講師 武田邦彦 様

テーマ [環境問題のウソと真実]

受講者数・・・6名 (新発田からの人数)



24年度は、新発田法人会が担当です。参加宜しく
お願い致します。

事務局よりのお知らせ

山内 幹夫前事務局長の退職に伴い、後任として事務局長に就任いたしました林 茂樹です。浅学非才の身にて至らぬ点多々あろうかと存じますが、会員の皆様のご教導ご叱正を賜り、その責を果たしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

新潟県税務連絡協議会主催

日時 平成 23 年 11 月 21 日午後 2 : 30 から

場所 新潟 テルサ

講師 関東信越国税局長 大川 浩 様

テーマ [社会構造の変化と税務行政]

受講者数・・・5名 (新発田からの人数)

平成23年度 更正の請求の改正のあらまし

申告書を提出した後で、所得金額や税額などを実際より多く申告していたことに気付いたときには、「更正の請求」という手続により訂正を求めることができます。この「更正の請求」について、平成23年度税制改正で、次のような改正が行われました。

更正の請求期間が延長されました

- 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

〈更正の請求期間の延長〉

更正の請求ができる期間が法定申告期限から5年（改正前：1年）に延長されました。

なお、これまでと同様に、更正の請求書が提出されると、税務署では調査によりその内容の検討をして、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行い、税金を還付することになります。

（注1）税務署が減額の更正等の処分を行う場合には、更正の請求をした方にその内容を通知します。

（注2）修正申告書又は期限後申告書を提出した場合には、不服申立てをすることはできませんが、更正の請求ができる期間内であれば更正の請求を行うことができます。

（注3）贈与税及び移転価格税制に係る法人税についての更正の請求ができる期間は6年（改正前：1年）に、法人税の純損失等の金額に係る更正の請求ができる期間は9年（改正前：1年）に、それぞれ延長されました。

登記・登録等を行った機関に対して行う、登録免許税の計算誤りなどがあった場合の過誤納金の還付に係る通知の請求期間について、この請求期間も、登記・登録等を受けた日から5年（改正前：1年）に延長されました。

運輸支局等に対し、自動車重量税を納付した後に自動車検査証の交付等を受けることをやめた場合、又は、過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等を受けた場合に、過誤納金の還付に係る証明書の交付を請求できる期間は、その該当することとなった日から5年（改正前：1年）に延長されました。

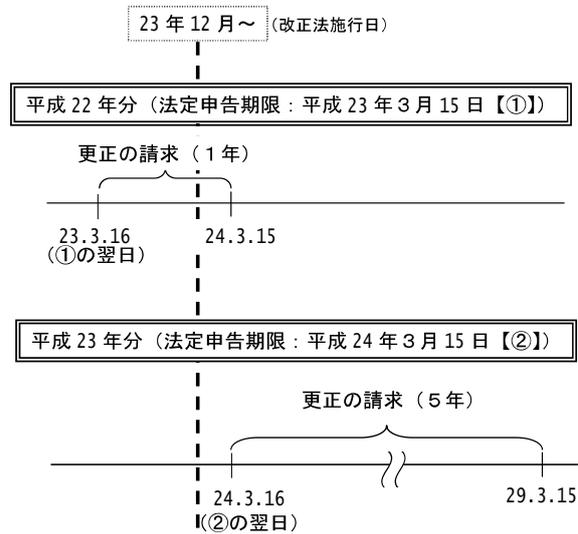
（注4）この更正の請求の期間の延長に併せて、税務署長が増額更正を行うことができる期間について、所得税・消費税など、改正前に3年とされていたものが5年に延長されました。

なお、偽り・不正の行為により税額を免れるなど脱税の場合に税務署長が行う増額更正の期間は現行のとおり7年となります。

（注5）平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求の期限を過ぎた課税期間について、増額更正ができる期間内に「更正の申出書」の提出があれば、調査によりその内容の検討をして、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行うこととなります（申出のとおりには更正されない場合であっても、不服申立てをすることはできません。）。詳しくは最寄りの税務署におたずねください。

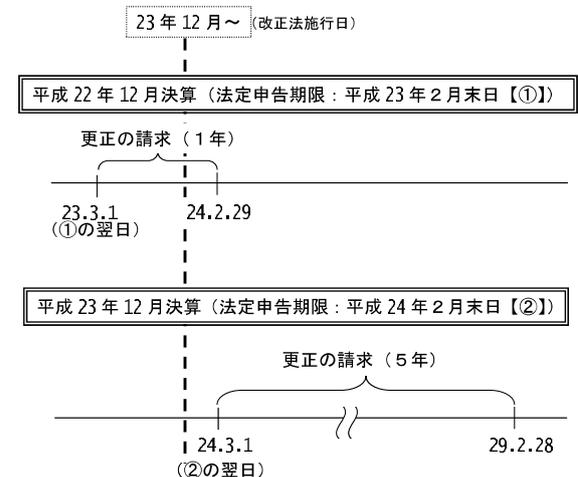
○ 適用関係

（例）所得税の更正の請求ができる期間



（注）上記は、確定申告が必要な方が提出する納税申告書に係る更正の請求等の適用関係であり、還付等を受けるための申告書の場合には、法定申告期限が当該申告書を提出した日であるため、提出した年月日により上記の期間は異なります。詳しくは最寄りの税務署におたずねください。

（例）法人税の更正の請求ができる期間



更正の請求の範囲が拡大されました

〈(1) 当初申告要件の廃止〉

当初申告の際、申告書に適用金額を記載した場合に限り適用が可能とされていた措置（当初申告要件がある措置）のうち、一定の措置については、更正の請求により事後的に適用を受けることができることとされました（表1参照）。

〈(2) 控除額の制限の見直し〉

控除等の金額が当初申告の際の申告書に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置について、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除等の金額を増額することができることとされました（表2参照）。

【表1：(1) 当初申告要件が廃止された措置】

【所得税関係】

- ・ 給与所得者の特定支出の控除の特例
 - ・ 保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の所得計算の特例
 - ・ 純損失の繰越控除
 - ・ 雑損失の繰越控除
 - ・ 変動所得及び臨時所得の平均課税
 - ・ 外国税額控除
 - ・ 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入
- ※ 平成23年12月2日の属する年分以後の所得税から適用されます。

【法人税関係】

- ・ 受取配当等の益金不算入
 - ・ 外国子会社から受ける配当等の益金不算入
 - ・ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入
 - ・ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入
 - ・ 協同組合等の事業分量配当等の損金算入
 - ・ 所得税額控除
 - ・ 外国税額控除
 - ・ 公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例
 - ・ 引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例
 - ・ 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限の5倍要件の判定の特例
 - ・ 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の対象外となる資産の特例
 - ・ 特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例
- ※ 平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税から適用されます。

【相続税・贈与税関係】

- ・ 配偶者に対する相続税額の軽減
 - ・ 贈与税の配偶者控除
 - ・ 相続税における特定贈与財産の控除
- ※ 平成23年12月2日以後に申告書の提出期限が到来する相続税又は贈与税から適用されます。

【表2：(2) 控除額の制限が見直された措置】

【所得税関係】

- ・ 外国税額控除
 - ・ 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
 - ・ 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例
 - ・ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
 - ・ 中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
 - ・ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
 - ・ 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
 - ・ 所得税の額から控除される特別控除額の特例
 - ・ 青色申告特別控除（65万円）
 - ・ 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除
- ※ 平成23年12月2日の属する年分以後の所得税から適用されます。

【法人税関係】

- ・ 受取配当等の益金不算入
 - ・ 外国子会社から受ける配当等の益金不算入
 - ・ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入
 - ・ 所得税額控除
 - ・ 外国税額控除
 - ・ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除
 - ・ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例
 - ・ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除
 - ・ 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
 - ・ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除
 - ・ 法人税の額から控除される特別控除額の特例
 - ・ 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
 - ・ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
 - ・ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除
- ※ 平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税から適用されます。

その他

○ 平成24年2月2日以後に行う更正の請求について適用されます。

〈「事実を証明する書類」の添付義務の明確化〉

更正の請求に際しては、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が必要となることが明確化されました。

〈偽りの記載をして更正の請求書を提出した者に対する罰則の創設〉

偽りの記載をして更正の請求書を提出した者に対する罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が設けられました。

SOD e-learning

セミナー・オンデマンド

まずはお試しを！もちろん無料です！ 新発田法人会のホームページ、画面右下の「インターネットセミナー」をクリックしてください。会員ID・パスワードをお忘れの方は、新発田法人会事務局までお問い合わせください。

セミナーオンデマンドのご案内

新発田法人会では、会員サービスの 일환としてインターネットでセミナー・講演会を配信するシステム『セミナーオンデマンド』と提携しています。法人会員であれば、インターネット接続で、いつでもどこでも、都合のよい時間に視聴する事が出来ます。経営者の自己啓発やスキルアップはもちろん社員教育にもお役にたてるものです。

幅広い講師陣や演題、新鮮な情報が欲しい

セミナーは141タイトルと広範囲。毎月更新していますので常にニュースな話題、新鮮な情報が満載です。(実務家:12タイトル、一般経営:36タイトル、法律:1タイトル、労務:8タイトル、税務・財務・経理:15タイトル、研修・人材育成:34タイトル、環境・高齢化:5タイトル、健康・ライフスタイル:24タイトル、政治・経済:7タイトル、著名人:2タイトル(1月1日現在))

セミナー・オンデマンド 2月のお勧め講師

ファン作りの専門家による「想い」と「思いやり」の方程式

リピーター創出コンサルタント 一圓 克彦

苦しい景気状況にある昨今、商品を販売する上で重要なことは一体何でしょうか。低価格化やサービス品の付加などに走りがちな現在の販売戦力について、一石を投じるこのセミナー。「多くの人とターゲットにするのではなく、特定のターゲットに対してアプローチを仕掛ける」、「物理的な魅力に頼らない」など、心と心のつながりで本当のファンを作り、ちょっと遠くても、ちょっと高くても、あなたから商品を買いたいと思ってもらうための方程式を解説します。

1975年大阪生まれ。製造業から福祉事業、IT事業さらには飲食業まで、大小7業種の企業経営を経験した実践型リピーター創出専門コンサルタント。2008年、ピーター・ファン創出に特化した「株式会社リピーツ」を設立。究極のビジネスは価値を求めてくれるお客様にリピーターになって頂く事をモットーに「脱！安売り」の伝道者として日本中を駆け回る。また、人間の脳をGoogleやYahoo!といった「検索エンジン」に見立てた独自メソッド「脳内SEO」によるリピーター創出には定評がある。「0円で8割をリピーターにする集客術(あさ出版)」を2010年6月発売。Amazonランキング1位獲得。



平清盛、その成功と失敗 (対談編)

戦国マーケティング株式会社 代表取締役 福永 雅文

平清盛とはどんな人物だったのか。清盛の生きざまに今、私たちは何を学ぶべきなのか。経営コンサルタントの福永雅文氏が3つのテーマを挙げ、政権の樹立から滅亡までを語る。

ランチェスター戦略コンサルタントとして、特に弱者企業の勝ち残りを指導する企業のコンサルティング活動を行う傍ら、戦略的教育・著述活動を行う



組織力を十分に発揮するには (対談編)

元陸上自衛官 前防衛事務官 井上 康史

コミュニケーション不足による、国や地域、家族間との結びつきが希薄になったといわれる昨今、企業として組織力を高めることが難しくなっています。このセミナーでは、教育勅諭や講師の経験を例にとりながら、日本人が本来持っている心のあり方を見つめ、組織力を高めるための心構えを考えていきます。

1966年に陸上自衛隊に入隊。第1通信大隊、東京地方連絡部、通信団を経て2001年に定年退職。引き続き大臣官房広報課防衛担当事務官として採用され、2009年3月末まで務める。広報課時代は防衛省見学ツアーのガイドを務め「市ヶ谷の生き字引」との異名をとっていた。



国税電子申告・納税システム

e-Tax

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出等の提出が必要です。
※届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。



e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが！

最高5,000円の税額控除

添付書類の提出省略

還付金がスピーディ

法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索